

## 関税法施行規則の一部を改正する省令案要旨

- 1 税関長が、外国貿易機等の運航者等に対し、報告を求めることができる予約者等に関する事項について、財務省令で定めることとされている事項を規定することとする。（関税法施行規則第2条の3第4項、第2条の5第5項、第2条の10及び第2条の12第5項の新設）
- 2 税関長が、外国貿易機等に係る予約者等に関する事項の報告を求めることができる者について、財務省令で定めることとされている者を規定することとする。（関税法施行規則第2条の4第1項、第2条の6第1項、第2条の11第1項及び第2条の13第1項の新設）
- 3 税関長が電磁的記録を利用して予約者等に関する事項を閲覧することができる状態に置く措置について、財務省令で定めることとされているものを規定することとする。（関税法施行規則第2条の4第2項、第2条の6第2項、第2条の11第2項及び第2条の13第2項の新設）
- 4 関税法施行令第92条第1項の規定により委任される同項第1号に掲げる権限に係る処分の対象となる事項の所轄については、管轄区域によるものとする。ただし、これによることが適当でないとき、税関長が別に定める所轄によることとする。（関税法施行規則第12条の新設）
- 5 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 6 この省令は、別段の定めがある場合を除き、平成23年10月1日から施行することとする。